○経済産業省令第五十六号

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第三項及び第四項、第十五条の六第二項及び第四項、第十五条の七第一項、第十五条の九並びに第十五条の十二第一項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年六月三十日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（内部積立金の積立ての方法等の記載） **第四条の三**　法第九条第三項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭（以下「内部積立金」という。）の総額及び積立ての時期 二　積立ての方法 三　内部積立金の積立て以外の方法により必要な資金を確保する場合にあっては、当該資金の確保の方法	［新設］
（認定基準） **第五条**　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～八　［略］ 八の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合であって、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、法第九条第三項に規定する事項が記載されているときは、次に掲げる基準に適合するものであること。	（認定基準） **第五条**　法第九条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～八　［略］ ［新設］
イ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講じ、当該措置を公表するものであること。 ロ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組を講じ、当該取組の状況を公表するものであること。 ハ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が電気事業法第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物に該当すること。 ニ　当該認定を申請した者が電気事業法第二条第一項第十五号の発電事業者に該当すること又は当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が電気事業法施行規則第三条の四第一項に規定する特定発電用電気工作物であって、その旨が電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定による届出に係る事項として記載されていること。 九～十五　［略］ （内部積立金の積立ての要件） **第六条の二**　法第九条第四項第七号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　内部積立金の総額が、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用の額以上の額であること。 二　法第十五条の六第四項の規定により解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭（第六号ロにおいて「解体等費用に充てるための金銭」という。）が積み立てられるものであること。	九～十五　［略］ ［新設］